

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業

業 務 方 針

令和 7 年 3 月

豊 田 市

この業務方針の内容については、募集要項公表時に
変更する場合があります。

目 次

第 1	事業選定に関する事項	1
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	2
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 事項	5
第 4	施設概要	5
第 5	その他本事業の実施に必要な事項	6
別添資料 1	： 運営業務に関する役割分担	7
別添資料 2	維持保全の考え方	8

第1 事業選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者等の名称

豊田市長 太田 稔彦

(3) 事業目的

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、正しい食習慣の形成に寄与している。また、教職員と児童生徒のコミュニケーションや児童生徒間の好ましい人間関係の育成の場として、児童生徒の心身の健全な発達を図る上で大きな教育的意義を有している。

豊田市東部給食センターは、PFI方式での事業（以下「現事業」という。）を導入し、平成23年4月に現施設での運営を開始しており、業務契約期間は令和7年度末となっている。

本事業は、現事業終了後において、維持管理及び運営業務を包括的に実施することにより、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営を行うとともに、食育の推進に資することを目指すものである。

(4) 事業内容

本事業は事業者が東部給食センター（以下「本施設」という。）の事業期間内において施設の運営及び維持管理を行う。その詳細は募集要項公表時に示す。

ア 事業方式

本施設の運営及び維持管理を包括的に行う長期包括的委託方式とする。なお、本事業を実施することを目的とした特別目的会社（SPC）の設立は任意とする。

イ 事業期間

- ・ 開業準備 契約期間の開始日から令和8年3月まで
- ・ 運営期間 令和8年4月から令和18年8月まで

ウ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(ア) 開業準備業務

- a 現事業者からの引継業務
- b 設備等の試稼働
- c 施設、調理設備及び各種備品の取り扱いに関する習熟
- d 従業員等の研修・調理リハーサル・配送リハーサル
- e 各種連絡体制の確立

(イ) 運営業務

- a 調理等業務
- b 衛生管理業務
- c 配送・回収・産業廃棄物収集業務
- d 洗浄・残滓等処理業務
- e 運営備品等の管理業務
- f 産業廃棄物処理業務
- g 食育支援業務
- h 事業終了時の引継業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 外構等保守管理業務
- d 調理設備保守管理業務
- e 清掃業務
- f 警備業務
- g 事業終了時の引継業務

(参考 1) 運営に関して市及び（公財）豊田市学校給食協会が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 検収業務
- ・ 給食費の徴収管理(教職員等)
- ・ 見学や試食の受け入れ

(参考 2) 主食、牛乳については、（公財）愛知県学校給食会より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運営業務には含まない。

(参考 3) 維持管理に関して、建築物等の維持保全の考え方は別添資料 2 を想定している。

エ 事業者の収入

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者から委託料を支払う。また、施設の運営に係る光熱水費は、基本的に市が負担する。

委託料は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。

また、市は、モニタリングを行い、募集要項等に定められた要求水準が満たされていない場合は、事業者から支払う委託料を減額又は停止することができる。

詳細は、募集要項公表時に示す。

第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、公募型プロポーザルにより行う。

2 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

スケジュールは、次のとおりとする。詳細は募集要項公表時に示す。

1	令和7年3月上旬	業務方針の公表、現地見学会の募集
2	令和7年3月26日（水）	施設見学会
3	令和7年3月28日（金）	施設見学会の質問の受付期限
4	令和7年4月11日（金）	施設見学会での質問に対する回答
5	令和7年5月中旬	募集要項・公表
6	令和7年5月中旬	公告及び募集要項の資料等の交付
7	令和7年5月下旬	募集要項等に関する質問受付
8	令和7年5月下旬	要求水準書等に関する質問に対する回答
9	令和7年5月下旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
10	令和7年6月上旬	参加資格審査結果の通知
11	令和7年7月上旬	入札及び提案書の受付
12	令和7年8月上旬	事業者ヒアリング
13	令和7年8月上旬	落札者決定及び公表
14	令和7年9月下旬	事業契約

3 応募者の備えるべき参加資格要件

下記以外の内容は、後日公表する。

(1) プロポーザルに参加する応募者に必要な資格

次の入札参加資格要件を満たすものとする。

ア プロポーザルに参加する応募者は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 市の令和6、7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有していること。

(イ) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(ウ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

イ 運営事業者（複数の事業者により共同して請負う場合は少なくとも一者）は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCPに対する知識を要する業務実績があること。

(イ) 同一メニュー5,000食/日以上調理実績を有すること。

(2) プロポーザル参加企業の制限

次に該当する者は、プロポーザル参加企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（手続き開始の決定を受けた者は除く。）

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続きの申立てがなされている者。（手続き開始の決定を受けた者は除く。）

エ 市の指名停止の処置を受けている者。

オ 本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者。

カ 本事業の発注支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。（「ケ」において同じ。）

本事業の発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

日比谷パーク法律事務所

キ 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。

詳しくは、募集要項公表時に示す。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

学識経験者等で構成する審査委員会が入札書類等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を優先交渉権者として決定する。

審査委員会の委員は、募集要項公表時に示す。

(2) 審査の手順及び方法

入札参加資格審査、提案審査、審査事項等は募集要項公表時に示す。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の運営及び維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として、後日公表する「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事

業契約に示すものとする。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の運営及び維持管理について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については募集要項公表時に示す。

また、事業者の提供する施設の運営及び維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

第4 施設概要

1 施設概要

- (1) 所在地：愛知県豊田市東山町 6 丁目 1089 番地
- (2) 延床面積：5,912.22 m²（給食センター）
- (4) 敷地面積：約 21,500 m²
- (5) 供給能力：通常食 13,000 食／日、アレルギー対応食 120 食／日
2 献立調理
- (6) 配送対象校・園：小学校 24 校、中学校 8 校、幼稚園・こども園 19 園
- (7) アレルギー対応食のみ提供校：中学校 3 校、小学校 3 校

第5 その他本事業の実施に必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案について、令和 6 年 9 月豊田市議会定例会に付議し議決を得ている。

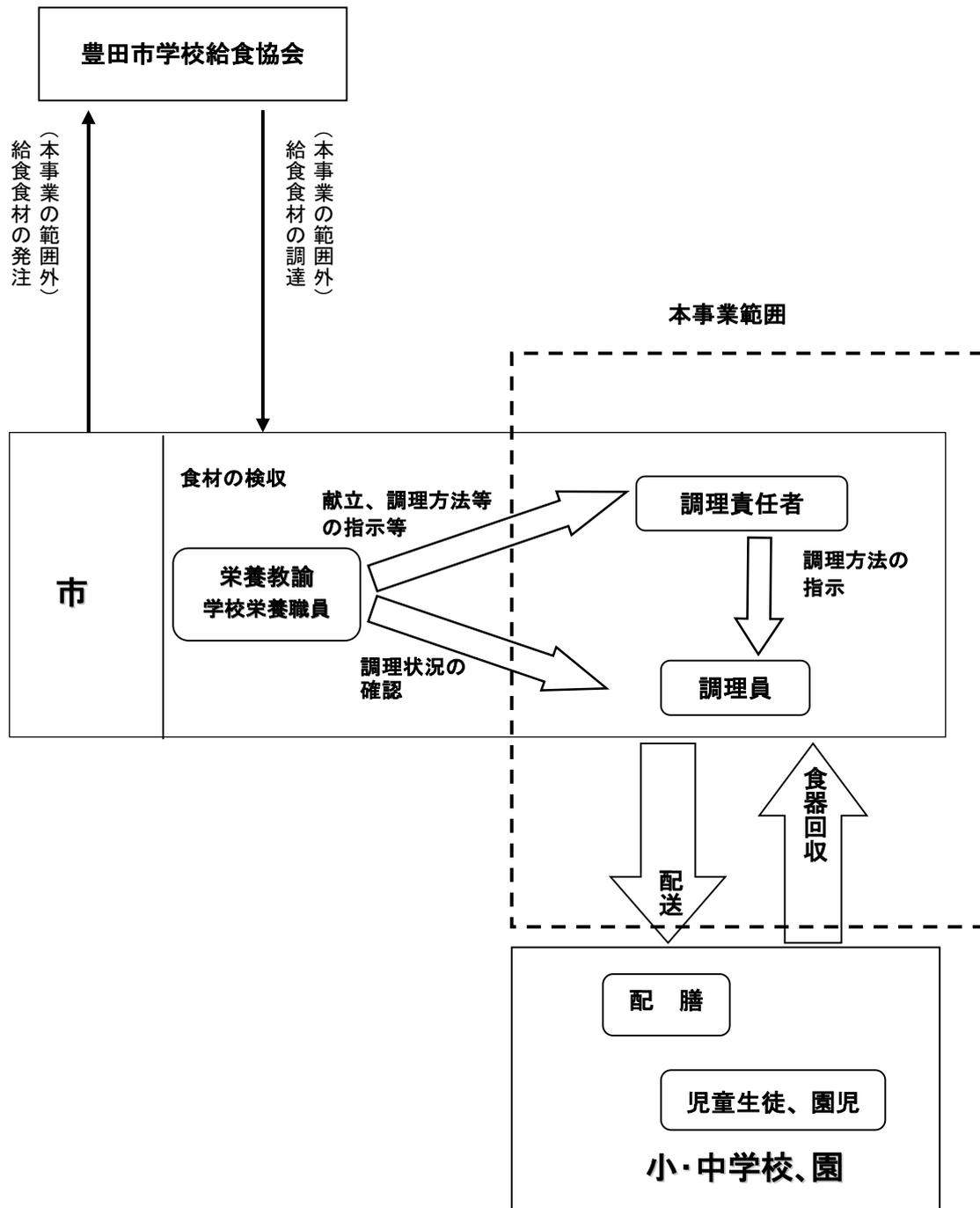
2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用負担は全て応募者の負担とする。

本事業に関する問合せ先

豊田市教育委員会 保健給食課 給食担当
〒471-8501 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地（豊田市役所東庁舎 6 階）
電 話：0565-34-6663 F A X：0565-34-6824
電子メールアドレス：kyushoku-pfi@city.toyota.aichi.jp

別添資料 1 : 運營業務に関する役割分担



別添資料2 維持保全の考え方

1 維持保全の考え方

本事業では、定期的な保守点検等による機能維持や破損に伴うは修繕等を行う等、適正な維持管理を行うことにより機能維持を図り、トータルコスト縮減に努めるものとする。なお、以下の点に特に留意すること。

ア 事業期間中は、各種備品を含め本施設の機能を維持するよう、管理を行うこと。

イ 点検等により本施設及び各種備品の修繕等が必要と判断された場合には、適切に対応すること。

ウ 修繕等にあたって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物の化学物質の削減（建築基準法で定める基準値以下とする。）に努めるとともに、修繕等における環境汚染防止に配慮すること。

2 本施設の修繕等について

事業を開始するにあたり、事業期間中、通常の使い方をして劣化、故障又は破損したものの（建築物・建設設備・調理設備・各種備品を含む）に必要な修繕等における対応方法等は事業者の裁量によるものとし、これに係る費用は事業者の負担とする。

ただし、天災等（本施設の要求水準を定めたものにあつては当該水準を超えるものに限る。）双方の責に帰することができない理由により修繕等が必要になった場合はこの限りではない。詳細については、募集要項公表時に示す。

2 大規模修繕及び市の実施する修繕等の考え方

業者は、適切な保守管理等を行い大規模修繕の発生を抑止すること。なお、以下の点に留意すること。

ア 本施設は、建設時、57年以上使用することができる施設づくりを目標に定めていることから、修繕等については、長期的な使用を念頭におき、各種点検結果等に基づく保守管理等を適切に行い、業務に支障をきたすことのないようにすること。

イ 市は、別途計画する大規模修繕、計画的な修繕等を予定しており、実施が近づいた段階で、事業者にて実施した定期的な保守管理・修繕履歴や現地の状況等を確認した上で市が実施の可否を判断し、実施するとなった場合は、市において対応する。なお、市が実施しないと判断したものについて、その結果突発的な修繕等の必要が生じた場合や運営に支障が生じた場合は、市において対応する。ただし、事業者は大規模修繕、計画的な修繕等の実施を市が判断するにあたり、運営への影響や施設状況を踏まえた技術的視点での助言を行うこと。

ウ 本施設の機能が著しく低下し、大規模修繕又は更新を行わないと事業運営に支障が生じる、又は生じる可能性のある場合、事業者は直ちに市に報告し、市は、事業者にて実施した定期的な保守管理・修繕履歴や現地の状況等を確認した上で、事業者の帰

責範疇を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、市において対応する。

工 市が大規模修繕、計画的な修繕等を行う場合は、実施時期やその内容について、事前に事業者と協議する。なお、事業者は、大規模修繕、計画的な修繕等を実施するに際して、事業運営への影響を調査検討し、必要がある場合はその影響等の内容及びそれに係る費用等を示した資料を作成し、市が指示する日までに提出すること。

オ 本事業における大規模修繕及び修繕の定義について、以下に示す。

・大規模修繕

建築：建築物の一側面、連続する一面全体又は全体に対して行う修繕をいう。

電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。

機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。

・「大規模修繕」、「修繕」の解釈

建築：(例) 屋根の防水

全面的に修繕する行為は「大規模修繕（本事業対象外）」であり、破断や破損等した一部を補修する行為は「修繕（本事業）」となる。

電気：(例) 照明器具

全面的に修繕する行為は「大規模修繕」であり、故障した1台もしくは複数台を修繕に基づき更新（取替）する行為は、原則として「修繕（本事業）」となる。

機械：(例) 空調機

全面的に修繕する行為は「大規模修繕」であり、故障した1台もしくは複数台を修繕に基づき更新（取替）する行為は、原則として「修繕（本事業）」となる。

※例えば、事業期間の間に、照明器具が1年に1台ずつ故障し、1台ずつ更新（取替）する行為は、「大規模修繕」ではなく「修繕（本事業）」であり、結果として事業期間内で全数が更新（取替）となっても、原則として「修繕（本事業）」の積み重ねとなる。